

市町村合併

お答えします

市町村合併 素朴な疑問？

Q&A のページ

市町村合併について大いに議論しましょう

Q 1 人口規模や地域事情を無視して合併というのは問題です。数合わせの論理ではだめでしょう。

A おっしゃられることは当然です。市町村合併を行う場合には、人口規模や地域の実情を地域において議論した上で、どういう形の合併が望ましいか決めるべきだと思います。

Q 2 過疎地域を切り捨てるための合併なら真っ向から反対します。

A この平成の時代の合併は、地域の皆さんすべてが豊かな暮らしをおくれるためにするものだ、という視点が是非とも必要です。過疎地域に住んでおられる方々がどうすれば今の生活が守られ、またより良い生活をおくれるようになるか、みんなで議論しましょう。

Q 3 たとえ市役所や町村役場が「合併しよう」と言っただって、そこに住んでいる住民はそんな必要性を感じていない。住民からの盛り上がりなしに行政側で一方的に合併を決めてしまうのはいかがなものでしょうか。

A まずは市役所や町村役場の方で住民の方々に今の役所・役場の状況、今の住民サービスの状況、今後の住民サービスのあり方など、さまざまな情報を住民の方々に公開する必要があります。合併に関する情報も積極的に公開し、その上で、将来の自分達のまちをどうする、ということを住民の方々とともに議論することが望ましいのです。はじめから住民の方々は関心がない、盛り上がりがない、と決め込んで何もしない、というのが一番避けなければならないことではないでしょうか。地域によっては、住民の方々が合併の必要性を感じているのに、市役所や町村役場の方が動かない、といった逆のケースもあります。

Q 4 今回の市町村合併の動きは、国が無理やりやらせようとしているのではないですか？

市町村合併は誰のためか。それはもちろん、住民のための市町村合併です。合併は国や都道府県のためにやるものではなく、また国や都道府県が無理やりさせるものでもありません。住民の利益、納税者の利益のために行うものです。また、手続きも自主的な合併となっており、住民の自主的な決定によるものです。

そして住民の合併であるがゆえに、合併の議論は住民に開かれたものとして、住民参加の下に、情報公開をしながら進めていく必要があります。長期的な住民の利益を優先しながら合併を実現していくためには、住民、市町村、都道府県、国が一体となった取組が必要であることは言うまでもありません。関係者それぞれが役割を最大限に果たしていくことが大事です。

Q 5 合併特例法の期限（平成17年3月）が来たらどうなるのでしょうか。

合併特例法には財政上の措置等も規定されていますが、この措置は合併特例法の平成16年度末までの施行期間の終了によって当然なくなります。

この措置の延長が可能でしょうか？おそらくは、約3年半後の平成17年3月には、現在の財政状況を踏まえると、財政再建、財政構造改革が最優先の政策課題になっていると予測されます。そのとき財政上の優遇措置を中心とする現在の特例措置を単純に延長することは困難でしょう。

Q 6 市町村合併の前に地方分権を進めるべきだと思いますが。

市町村合併自体が地方分権のために行われているものです。すなわち、市町村合併は、自治能力の向上のために行うものです。21世紀の内政は地方分権時代の本格的到来の中において市町村中心の地方行政が運営されていくものと考えられます。

では、なぜ市町村なのでしょう。市町村は基礎的自治体であり、総合行政のサービス主体であるからです。基礎的であることは住民との距離が最も身近であり、住民の声が最も反映しやすい体制であるといえます。総合行政体であることは、縦割りの弊害を除去し、住民の選択と負担により効率的な行政を行える体制であるといえます。市町村中心の地方自治こそ、真に住民主権としての地方分権が実現できたといえる地方行政体制の究極的な理想像なのです。

その理想の実現のためには、市町村の自治能力の向上が不可欠です。とくに分権時代は地域間競争の激しい時代であり、住民の期待に応えられるサービス体制の確保のためには、人材の確保が急務となっています。分権時代には、市町村が独自の条例をつくって、自ら政策立案をしていかなければなりません。しかし、現状では小規模な市町村が独自に立法をする能力は十分であるとは言えません。市町村の規模が大きくなれば、マンパワーの層が厚みを増し、専門的人材の確保や先端課題の研修への職員の参加が可能となります。

かつて昭和の大合併では最低人口8000人を目標に合併が推進されました。今やその当時に比べ、市町村の行うべき事務は飛躍的に増えているのにもかかわらず、人口8000人未満の町村は全体の約4割もあります。規模拡大の必要性は、極めて大きいものがあります。

総合行政体であれば、何でもできる反面、何でもしなければなりません。社会情勢の変化等を踏まえ、福祉、環境、教育等の住民に身近な分野で常に新しい課題が今後出てくることが予想されますが、これを市町村が自ら解決しなければならないのです。このように、市町村合併による規模の拡大は、市町村中心の自治体制の確立のためには不可欠です。

Q 7 市町村合併も構造改革なのですか？

市町村合併は、地方行政の構造改革です。戦後50年を経過した今日、社会のあらゆる分野にわたりシステムの再検討がなされ、構造改革と言われる動きが各分野に見られています。

現在の地方行政体制は、昭和30年前後の昭和の大合併といわれる際に決まったものが、50年間そのまま維持されてきています。我々の身の回りで50年前のものが使われているものがあるのでしょうか。50年経っている以上、少なくともその

あり方について、所要の検討を加えるべきことには異論が出ないでしょう。

50年前の地域社会は、ほとんどの家庭で電話、テレビ、車もなく、隣の市町村までの道も改良、舗装されず、時間的距離、空間的距離の感覚は今とは随分異なっていたことは想像に難くありません。今は電話、ファックスはもちろん、インターネットできめ細かな情報ネットワークが張り巡らされ、道路についても格段の整備がなされています。住民の生活行動圏域は大きく広がり、公共サービスの受益を受ける範囲はその納税される市町村の枠を越えて広がっています。市町村の行政規模の拡大は、自治に関する自己決定という観点からは不可避です。

Q8 市町村合併をしなくても広域連合や一部事務組合などの広域行政で十分対応できるのではないですか？

広域連合や一部事務組合には、以下のような制度に内在する制約が存在します。

(1) 一部事務組合や広域連合に対する住民のコントロールは、構成市町村を通じた間接的なものとならざるを得ず、したがって、住民と行政との距離が遠くなることにより、責任の所在が不明確となりがちです。

(2) 一部事務組合や広域連合における意思決定は、構成市町村をはじめとする関係団体の意向を踏まえて行わざるを得ず、その連絡調整に相当程度の時間や労力を要する結果、迅速・的確な事業実施に支障を生じる可能性があります。

(3) 一部事務組合や広域連合において共同処理が行われる事務（例えば介護保険）とこれと密接に関連する構成市町村で個々に行われる事務（例えば介護予防）が別々の主体によって実施されることになり、地域における総合的な行政の展開にとって不都合な事態の生じる可能性があります。

(4) 極めて厳しい財政状況のもとで、一部事務組合や広域連合とこれを構成する市町村のそれぞれに議会や事務局組織が設けられることは、人材の確保や行政経費の効率的な執行の観点からの問題があります。

このように、人材を確保し、地域の課題を総合的に解決する観点からは、市町村合併により、意思決定、事業実施などを単一の地方公共団体が行うことが適当であると考えます。

全国リレーシンポジウムでは、パネリストの皆さん、会場の方々からいろいろなお意見が出ました。以上はその主なものなどをQ&A形式でご紹介しております。これからもこのQ&Aを追加していく予定ですので、是非どしどしとご質問・ご意見・ご感想をお寄せ下さい。